

意見陳述書

令和8年5月26日

原告 有馬 美穂 印

私は区内で、中学生と保育園児を育てる母です。

数年前、小学校改築問題に関して区とのやりとりを重ねる中で、区的意思決定過程に関する記録が十分に残されていないことに、強い疑問を抱くようになりました。政策決定の過程が記録されなければ、後から区民がその妥当性を検証することができません。それは結果として、恣意的な意思決定を許しかねないものではないかと危惧してきました。

小学校改築問題については、令和6年6月議会における海津敦子区議の一般質問に対し、区長自ら、「区の政策決定に至る過程においては、日々の業務を通じて思料するものもあり、その結果、記録や資料等の文書が残されていないものがあることは事実としてあり、本件において、政策過程が一部記録されていなかったことは認識しております」と答弁しています。

今回のバカロレア教員研修事業について、私自身、当初は保護者として期待を持っていました。昨年7月には、区役所併設ホールにおいて450万円をかけシンポジウムも開催され、区はその中で、「学力は全国・東京都平均を上回っている一方で、主体性や課題設定、チームワーク等に課題があるのではないか」と説明しました。しかし、文京区の子供たちの高すぎる学力からは見劣りするのかもしれませんが、区がその発言の根拠としたという「全国学力学習調査」の結果を見ても、たとえば「お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいるか」という問いに対して肯定的な回答が56.1%と、全国の46.1%を大きく上回っています。

現在の学習指導要領においても、「主体的・対話的で深い学び」は重要な柱として掲げられており、その中心には「探究的な学び」があります。小学校では2020年、中学校では2021年、高校では2022年から実施されているこの新学習指導要領への対応に、学校現場は今なお大きな負担を抱えている状況にあります。

そのような中で、なぜ今回の事業が必要であったのか、なぜ既存の学習指導要領に基づく取り組みだけでは足りないと判断されたのかについて、情報公開請求等を重ねても、私には十分な説明や記録を確認することができませんでした。

文京区は現在、不登校児童生徒の増加、児童数増加による教室不足、学童不足、外国人児童への対応、特別支援教育体制など、多くの教育課題を抱えています。そのような中で、本件事業がどのような必要性・優先性に基づいて進められたのかは、区民に対して丁寧に説明されるべきではなかったでしょうか。

被告準備書面では、「文京区の利益の増進につながると本件契約の専決権者である総務部長が合理的に判断し、その締結を決定した」と主張されています。

しかし本件では、区議らの発信等により、契約締結に至る過程の不透明さや、区長部局による教育行政への関与が疑われる状況があったことを知りました。

教育内容については、教育委員会において十分な議論と主体的な判断がなされるべきものと考えます。しかし、区長は昨年10月の決算審査特別委員会において、「自分の人間関係の中から紹介し、教育委員会でよく話し合うように言った」「IB認定校を作るつもりはないので、他に何ができるか考えてほしいと伝えた」と答弁しています。

訴状で指摘した通り、教育委員会において、「なぜ今、IB事業が必要なのか」「なぜ50人程度の教員への研修なのか」などについて、十分に具体的な議論がなされたことを示す記録は確認できませんでした。

本件では、首長との人的つながりが存在していたからこそ、通常以上に透明性の確保が求められる事案だったと考えます。その意味でも、「合理的に判断した」とされる意思決定について、区民が後から検証できる形で、具体的な記録を残しておく必要があったのではないのでしょうか。

少なくとも、私がこれまで確認した限りでは、いただいた準備書面を含めても、区民や保護者として納得できるだけの十分な記録や説明を見出すことはできませんでした。

随意契約のあり方、教育行政への関与の問題、そして意思決定過程の記録が十分に残されていないことは、文京区に税金を納め、子育てをしている区民として、到底看過できるものではありません。

行政における透明性と説明責任は、区民生活への信頼の基盤そのものです。透明性ある区政に近づけることは、区民の幸せな暮らしに直結すると、今回の問題を通して実感しています。本件について、適切な司法判断をお願い申し上げます。